

平成 18 年 12 月期

個別中間財務諸表の概要

平成18年8月28日

上場会社名 イーシステム株式会社 上場取引所(所属部) 大阪証券取引所(ヘラクレス市場)
 コード番号 4322 本社所在都道府県 東京都
 (URL <http://www.e-system.co.jp>)

代表者 役職名 代表取締役社長 氏名 渡辺 博文
 問合せ先責任者 役職名 取締役 氏名 大西 浩之 TEL (03) 3516-9200
 決算取締役会開催日 平成18年8月28日 配当支払開始日 —
 単元株制度採用の有無 無

1 18年6月中間期の業績(平成18年1月1日～平成18年6月30日)

(1) 経営成績

(注) 百万円未満切捨

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年6月中間期	1,047	(△46.7)	△480	(—)	△475	(—)
17年6月中間期	1,966	(△ 1.3)	△260	(—)	△271	(—)
17年12月期	3,198		△482		△551	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	53	(—)	359	61
17年6月中間期	△512	(—)	△3,517	30
17年12月期	△2,491		△17,101	92

(注) ①期中平均株式数 平成18年6月中間期 147,998株 平成17年6月中間期 145,700株 平成17年12月期 145,702株

②会計処理の方法の変更 無

③売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	円	銭	
18年6月中間期	6,992	3,477	3,477	3,477	49.7	23,022	65	
17年6月中間期	10,983	5,379	5,379	5,379	49.0	36,920	78	
17年12月期	10,623	3,222	3,222	3,222	30.3	22,118	22	

(注) ①期末発行済株式数 平成18年6月中間期 151,028株 平成17年6月中間期 145,704株 平成17年12月期 145,704株

②期末自己株式数 平成18年6月中間期 1,309株 平成17年6月中間期 1,309株 平成17年12月期 1,309株

2 18年12月期の業績予想(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

	売上高		経常利益		当期純利益	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
通期	4,000	100	100	100	400	400

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 2,648円52銭

3 配当状況・現金配当

	1株当たり配当金(円)					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
17年12月期	—	—	—	—	—	—
18年6月期(実績)	—	—	—	—	—	—
18年6月期(予想)	—	—	—	—	—	—

※ 上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づいておりますが、様々な要因により記載の予想数値と異なる可能性があります。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)			%		%		%
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,712,441		930,412		2,480,699	
2. 受取手形		9,468		2,106		800	
3. 売掛金		1,427,301		498,706		1,806,750	
4. 有価証券		75,000		—		21,899	
5. たな卸資産		4,511,142		2,682,498		2,696,691	
6. 短期貸付金		—		921,698		1,576,856	
7. 繰延税金資産		155,059		12,712		358,026	
8. その他	※3	297,230		89,719		289,950	
貸倒引当金		△ 179		△344		△ 655	
流動資産合計		8,187,466	74.5	5,137,509	73.5	9,231,018	86.9
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	25,221		39,568		22,775	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		501,004		211,825		340,252	
(2) その他		1,339		1,339		1,339	
無形固定資産合計		502,343		213,164		341,591	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		989,678		441,314		267,520	
(2) 関係会社株式		647,828		911,014		439,255	
(3) 繰延税金資産		396,101		28,027		79,615	
(4) その他	※2	235,165		221,984		241,926	
投資その他の資産合計		2,268,774		1,602,340		1,028,317	
固定資産合計		2,796,339	25.5	1,855,072	26.5	1,392,683	13.1
資産合計		10,983,805	100.0	6,992,582	100.0	10,623,702	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		921,429		202,653		1,219,495	
2. 短期借入金		2,100,000		—		1,350,000	
3. 1年以内償還予定社債		1,260,000		610,000		1,260,000	
4. 株式売却未実現利益	※5	—		309,721		777,481	
5. その他		328,502		270,715		225,808	
流動負債合計		4,609,931	42.0	1,393,090	19.9	4,832,785	45.5
II 固定負債							
1. 社債		850,000		240,000		420,000	
2. 新株予約権付社債		—		1,800,000		2,000,000	
3. 退職給付引当金		52,225		44,524		47,877	
4. 役員退職慰労引当金		92,142		37,902		100,326	
固定負債合計		994,368	9.0	2,122,426	30.4	2,568,203	24.2
負債合計		5,604,300	51.0	3,515,517	50.3	7,400,989	69.7

(単位：千円)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(資本の部)			%		%		%
I 資本金		2,982,008	27.2	—	—	2,982,008	28.1
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		2,427,208		—		2,427,208	
資本剰余金合計		2,427,208	22.1	—	—	2,427,208	22.8
III 利益剰余金							
1. 任意積立金							
特別償却準備金		2,619		—		2,619	
2. 中間(当期)未処分利益		△31,460		—		△2,010,774	
利益剰余金合計		△28,840	△0.3	—	—	△2,008,155	△18.9
IV その他有価証券評価差額金		177,633	1.6	—	—	156	0.0
V 自己株式		△178,505	△1.6	—	—	△178,505	△1.7
資本合計		5,379,505	49.0	—	—	3,222,713	30.3
負債・資本合計		10,983,805	100.0	—	—	10,623,702	100.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		—	—	3,082,008	44.1	—	—
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—		2,527,208		—	
資本剰余金合計		—	—	2,527,208	36.1	—	—
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
特別償却準備金		—		1,746		—	
繰越利益剰余金		—		△1,956,680		—	
利益剰余金合計		—	—	△1,954,933	△28.0	—	—
4. 自己株式		—	—	△178,512	△2.5	—	—
株主資本合計		—	—	3,475,771	49.7	—	—
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		—	—	1,293	0.0	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	1,293	0.0	—	—
純資産合計		—	—	3,477,064	49.7	—	—
負債純資産合計		—	—	6,992,582	100.0	—	—

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2) 中間損益計算書

(単位: 千円)

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)				
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比			
I 売上高		1,966,841	100.0	1,047,220	100.0	3,198,250	100.0			
II 売上原価		1,490,264	75.8	856,706	81.8	2,384,108	74.5			
売上総利益		476,576	24.2	190,514	18.2	814,142	25.5			
III 販売費及び一般管理費		737,467	37.5	671,103	64.1	1,296,510	40.6			
営業損失		260,890	△13.3	480,588	△45.9	482,367	△15.1			
IV 営業外収益	※1	22,440	1.1	33,363	3.2	37,710	1.2			
V 営業外費用	※2	33,210	1.6	28,468	2.7	106,431	3.3			
経常損失		271,660	△13.8	475,694	△45.4	551,088	△17.2			
VI 特別利益	※3	17,160	0.9	962,278	91.9	175,934	5.5			
VII 特別損失	※4	589,170	30.0	32,430	3.1	2,211,581	69.2			
税引前中間(当期)純利益又は 税引前中間(当期)純損失(△)		△843,670	△42.9	454,153	43.4	△2,586,735	△80.9			
法人税、住民税及び事業税		3,510		4,811		4,430				
法人税等調整額		△334,709	△331,199	△16.8	396,121	400,932	38.3	△99,380	△94,950	△3.0
中間純利益又は中間 (当期)純損失(△)		△512,471	△26.1	53,221	5.1	△2,491,785	△77.9			
前期繰越利益		481,011		—		481,011				
中間(当期)未処分利 益又は中間(当期)未 処理損失(△)		△31,460		—		△2,010,774				

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高(千円)	2,982,008	2,427,208	2,619	△2,010,774	△178,505	3,222,557
中間会計期間中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	100,000	100,000				200,000
特別償却準備金の取崩			△873	873		—
中間純利益				53,221		53,221
自己株式の取得					△6	△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計(千円)	100,000	100,000	△873	54,094	△6	253,215
平成18年6月30日残高(千円)	3,082,008	2,527,208	1,746	△1,956,680	△178,512	3,475,771

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成17年12月31日残高(千円)	156	3,222,713
中間会計期間中の変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		200,000
特別償却準備金の取崩		
中間純利益		53,221
自己株式の取得		△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	1,137	1,137
中間会計期間中の変動額合計(千円)	1,137	254,351
平成18年6月30日残高(千円)	1,293	3,477,064

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1)有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法に よっております。 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)によって おります。 時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。</p> <p>(2) _____</p> <p>(3)たな卸資産 商品 _____</p> <p>製品、原材料 先入先出法による原価法 によっております。 仕掛品 個別法による原価法によっ ております。 ソフトウェア使用許諾権 個別法による原価法によっ ております。 貯蔵品 最終仕入原価法によってお ります。</p>	<p>(1)有価証券 ①子会社及び関連会社株式 同 左 ②その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左</p> <p>なお、投資事業有限責任組合 及びそれに類する組合への出資 (証券取引法第2条第2項によ り有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定さ れる決算報告日に応じて入手可 能な最近の決算書を基礎とし、 持分相当額を純額で取り込む方 法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法によっております</p> <p>(3)たな卸資産 商品 個別法による原価法によっ ております。 製品、原材料 同 左 仕掛品 同 左 ソフトウェア使用許諾権 同 左 貯蔵品 同 左</p>	<p>(1)有価証券 ①子会社及び関連会社株式 同 左 ②その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)によっており ます。 時価のないもの 同 左 同 左</p> <p>(2) デリバティブ 同 左</p> <p>(3)たな卸資産 商品 同 左 製品、原材料 同 左 仕掛品 同 左 ソフトウェア使用許諾権 同 左 貯蔵品 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下 の通りであります。 建物 3～15年 工具器具備品 3～20年</p> <p>(2)無形固定資産 市場販売目的のソフトウェ アについては、見込販売収益 に基づく償却額と残存有効期 間(3年)に基づく均等配分 額とを比較し、いずれか大き い額を計上しております。 自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定 額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同 左</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p>	<p>(1)有形固定資産 同 左</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
3. 繰延資産の処理方法	(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 同左 (2) 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、当社退職金規程に基づく自己都合による中間期末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 同 左 (3) 役員退職慰労引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、当社退職金規程に基づく自己都合による期末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準	(1) 売上高 売上高のうち、開発期間が1年以上かつ受注金額が1億円以上の受託開発は進行基準によっております。 (2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 ソフトウェア使用許諾権のうち、顧客関係構築システムについて許諾権および更新料だけを販売したものは、ソフトウェア等販売の売上原価で処理しております。それ以外のソフトウェア使用許諾権は、払出時にS I ビジネスサービスもしくはライセンス等ビジネスサービスの売上原価の経費（ハードウェア等）で処理しております。ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料で、更新期限の到来したものは、到来した時点で全額販売費及び一般管理費で処理しております。	(1) 売上高 同 左 (2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同 左 ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料については、更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を全額販売費及び一般管理費として処理しております。	(1) 売上高 同 左 (2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同 左 同 左 (追加情報) ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料は、従来更新期限が到来した時点で費用処理しておりましたが、金額的重要性が増してきたため、当事業年度より更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を費用処理することとしております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ1,591千円多く計上されております

項 目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理によ っております。	同 左	同 左
7. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同 左	(1)消費税等の会計処理 同 左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	—	<p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は3,477,064千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—
固定資産の減損に係る会計基準	—	<p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	—

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「前渡金」として処理しておりました「ソフトウェア使用許諾権」については、金額的重要性が高まったこと及び表示科目の明瞭性の観点から、「たな卸資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間期末の「前渡金」には ソフトウェア使用許諾権が4,144,392千円含まれております。</p> <p>前中間期まで区分掲記しておりました「前渡金」(当中間期末の残高は36,734千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>「投資有価証券」は、前中間期まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記致しました。</p> <p>なお、前中間期末の「投資有価証券」は369,265千円であります。</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)により、証券取引法第2条第2項において、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資を有価証券とみなすこととされたことに伴い、前中間期まで投資その他の資産の「その他」に含めていた投資事業組合への出資金を、当中間期より「投資有価証券」に計上しております。</p> <p>この変更により、「投資有価証券」は268,230千円増加し、投資その他の資産の「その他」は同額減少しております。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「短期貸付金」は、前中間期まで、流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記致しました。</p> <p>なお、前中間期の「短期貸付金」は154,084千円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 55,100千円</p> <p>※2 投資その他の資産に係る貸倒引当金 92,687千円</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺の上、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>4 発行済株式数の増加内訳 ストックオプションの権利行使により発行された新株は以下のとおりであります。 発行株数 25株 発行価額総額 906千円 資本組入額総額 453千円</p> <p>※5 _____</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 58,340千円</p> <p>※2 投資その他の資産に係る貸倒引当金 103,182千円</p> <p>※3 消費税等の取扱い 同 左</p> <p>4 _____</p> <p>※5 株式売却未実現利益 過年度に保有有価証券を子会社に売却した際に発生した売却益を繰り延べたものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 60,226千円</p> <p>※2 投資その他の資産に係る貸倒引当金 103,180千円</p> <p>※3 _____</p> <p>4 発行済株式数の増加内訳 ストックオプションの権利行使により発行された新株は以下のとおりであります。 発行株数 25株 発行価額総額 906千円 資本組入額総額 453千円</p> <p>※5 株式売却未実現利益 保有有価証券を子会社に売却した際に発生した売却益を繰り延べたものであります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 6,901千円 業務受託手数料 5,600千円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 11,577千円 社債利息 5,860千円 新株発行費 43千円 社債手数料 6,654千円 投資事業組合持分損失 3,945千円 ※3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 17,160千円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 2,444千円 契約解除損失(注) 538,164千円 ソフトウェア評価損 47,034千円 (注) 契約解除損失は、T I S株式会 社との販売契約解除に伴うもの であります。 5 減価償却実施額 有形固定資産 5,743千円 無形固定資産 172,997千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 25,799千円 業務受託手数料 5,320千円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 1,530千円 社債利息 2,682千円 新株発行費 403千円 社債手数料 3,391千円 投資事業組合持分損失 11,806千円 ※3 特別利益の主要項目 関係会社株式売却益 492,208千円 株式売却未実現利益戻入 467,759千円 (注) 過年度に保有有価証券を子会社に 売却した際に発生した売却益の戻入で あります。 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 518千円 移設関連費用 8,031千円 前期損益修正損 21,354千円 投資有価証券売却損 2,525千円 5 減価償却実施額 有形固定資産 5,030千円 無形固定資産 128,900千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 13,226千円 為替予約評価益 4,923千円 業務受託手数料 10,070千円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 18,327千円 社債利息 9,982千円 社債発行費 46,837千円 新株発行費 43千円 社債手数料 11,040千円 投資事業組合持分損失 10,639千円 ※3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 175,934千円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 4,202千円 棚卸評価損 1,496,611千円 契約解除損失(注) 538,164千円 ソフトウェア評価損 59,016千円 関係会社株式評価損 108,983千円 (注) 契約解除損失は、T I S株式会 社との販売契約解除に伴うもので あります。 5 減価償却実施額 有形固定資産 10,998千円 無形固定資産 325,937千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,309	0	—	1,309
合計	1,309	0	—	1,309

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位：千円)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減損損失累計額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位：千円)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>13,678</td> <td>7,703</td> <td>5,974</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>121,847</td> <td>67,549</td> <td>54,297</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135,526</td> <td>75,253</td> <td>60,272</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	車両運搬具	13,678	7,703	5,974	工具器具備品	121,847	67,549	54,297	合計	135,526	75,253	60,272	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>7,526</td> <td>3,010</td> <td>4,515</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>77,568</td> <td>37,184</td> <td>40,384</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>85,094</td> <td>40,194</td> <td>44,900</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	車両運搬具	7,526	3,010	4,515	工具器具備品	77,568	37,184	40,384	合計	85,094	40,194	44,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>15,526</td> <td>10,124</td> <td>5,401</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>125,886</td> <td>73,051</td> <td>52,835</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>141,412</td> <td>83,175</td> <td>58,237</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	車両運搬具	15,526	10,124	5,401	工具器具備品	125,886	73,051	52,835	合計	141,412	83,175	58,237
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																															
車両運搬具	13,678	7,703	5,974																																															
工具器具備品	121,847	67,549	54,297																																															
合計	135,526	75,253	60,272																																															
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																															
車両運搬具	7,526	3,010	4,515																																															
工具器具備品	77,568	37,184	40,384																																															
合計	85,094	40,194	44,900																																															
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																															
車両運搬具	15,526	10,124	5,401																																															
工具器具備品	125,886	73,051	52,835																																															
合計	141,412	83,175	58,237																																															
2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 24,659千円 1年超 37,499千円 合計 62,159千円	2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 16,992千円 1年超 28,587千円 合計 45,580千円	2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 20,579千円 1年超 38,418千円 合計 58,998千円																																																
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 14,336千円 減価償却費相当額 13,552千円 支払利息相当額 759千円	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 11,958千円 減価償却費相当額 11,474千円 支払利息相当額 620千円	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 28,939千円 減価償却費相当額 27,724千円 支払利息相当額 1,581千円																																																
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零(残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額)とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左																																																
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 同 左 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	5. 利息相当額の算定方法 同 左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成17年12月31日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 36,920円78銭 1株当たり中間純損失金額 3,517円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 23,022円65銭 1株当たり中間純利益金額 359円61銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 303円53銭	1株当たり純資産額 22,118円22銭 1株当たり当期純損失金額 17,101円92銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額又は中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	△512,471	53,221	△2,491,785
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
中間純利益又は普通株式に係る中間(当期)純損失(△)(千円)	△512,471	53,221	△2,491,785
期中平均株式数(株)	145,700	147,998	145,702
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 転換社債型新株予約権付社債	—	27,340	—
普通株式増加数(株)	—	27,340	—
(うち新株予約権)	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株引受権方式によるストックオプション</p> <p>平成12年9月12日臨時株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時株主総会決議 386株 平成13年8月1日臨時株主総会決議 832株</p> <p>新株予約権方式によるストックオプション</p> <p>平成15年3月27日定時株主総会決議 585個 平成16年3月26日定時株主総会決議 499個</p>	<p>新株引受権方式によるストックオプション</p> <p>平成12年9月12日臨時株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時株主総会決議 50株 平成13年8月1日臨時株主総会決議 832株</p> <p>新株予約権方式によるストックオプション</p> <p>平成15年3月27日定時株主総会決議 378個 平成16年3月26日定時株主総会決議 350個</p>	<p>新株引受権方式によるストックオプション</p> <p>平成12年9月12日臨時株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時株主総会決議 386株 平成13年8月1日臨時株主総会決議 832株</p> <p>新株予約権方式によるストックオプション</p> <p>平成15年3月27日定時株主総会決議 432個 平成16年3月26日定時株主総会決議 417個</p>

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>I. 損害賠償請求訴訟について 当社は、T I S株式会社よりソフトウェア使用許諾権の販売契約解除に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを平成17年7月15日に東京地方裁判所に提起されました。これに対し、当社は平成17年8月25日、T I S株式会社に対して、損害賠償請求訴訟（請求額4億6,480万円）を東京地方裁判所に提起致しました。本件は、T I S株式会社による違法な行為により当社が被った損害の賠償を求めるものであり、平成17年7月15日にT I S株式会社より当社に対し提起された、損害賠償債務不存在確認請求訴訟の反訴として提起したものであります。</p> <p>II. 新株予約権付社債の発行について 当社は、平成17年9月6日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当発行を決議し、平成17年9月22日に発行致しました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 発行総額 2,000,000千円 2. 発行価額 額面100円につき金100円 3. 利率 本社債には利息は付さない。 4. 払込期日及び発行日 平成17年9月22日</p> <p>5. 新株予約権の内容 (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(4)号②記載の転換価額（ただし、本項第(4)号③又は④によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株の100分の1未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1株の100分の1の整数倍の端数を生じたときは端株として端株原簿に記載又は記録する。 (2)発行する新株予約権の総数 20個 (3)新株予約権の発行価額 無償 (4)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額 ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。 ②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初70,000円とする。</p>	<p>I. 新株予約権発行について 平成18年7月21日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 新株予約権の名称 イーシステム株式会社第1回新株予約権 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、25,000,000円を行使価額（以下に定義する。）で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる（以下「割当株式数」という。）。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。 3. 本新株予約権の総数 200個 4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金1,250,000円 5. 新株予約権の払込金額の総額 金250,000,000円 6. 申込期間 平成18年8月7日 7. 割当日及び払込期日 平成18年8月8日 8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全てウェル・フィールド証券株式会社に割当てる。 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額とする。 (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初27,405円（以下「当初行使価額」という。）とする。 10. 行使価額の修正 平成18年8月9日（水）以降、行使価額は、行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日（但し、売買高加重平均価格の算出されない取引日を除く。）の株式会社大阪証券取引所（へラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の約50%である13,703円（但し、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。本要項において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（へラクレス市場）が開設されている日をいう。</p>	<p>I. 株式交換に関する覚書の締結 当社および株式会社ジャレコは、日本市場におけるCRM導入の加速等を目的として、平成18年1月30日に両社の取締役会において、今後の経営の交流を前提として平成18年5月1日に株式交換を行う予定とする決議を行い、覚書を締結しました。これにより当社は、平成18年3月28日に開催される定時株主総会の株式交換契約承認決議を前提として、株式会社ジャレコの完全子会社となり、大阪証券取引所（へラクレス市場）において上場廃止を予定しております。</p> <p>II. 株式会社アイカルの株式取得による子会社化 当社は、平成18年2月10日、ITXネクストリーム1号投資事業組合（ITXN）と連携し、株式会社アイカルの第三者割当増資の引受及び株式譲渡契約により子会社化することに関してITXN並びに株式会社コンピューター利用技術研究所、株式会社アイカル及び前2社の代表取締役である執行信昭氏と合意書を締結することを取締役会決議いたしました。</p> <p>①会社となる会社の概要（平成18年2月10日現在）</p> <p>(1)商号 株式会社アイカル (2)本社所在地 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 (3)設立年月日 平成14年12月2日 (4)代表者 代表取締役社長 執行信昭 (5)資本金 114,500千円 (6)事業内容 多次元データベース「CACHE」販売・関連システム開発・保守等 (7)従業員数 25名 (8)発行済株式数 4,040株 (9)株主 株式会社コンピューター利用技術研究所、執行信昭</p> <p>②株式取得の概要 アイカル既存株主からITXNに対するアイカル株式譲渡 譲渡株式数 普通株式 4,040株 譲渡価額 1株につき金16,400円 譲渡日 平成18年2月13日 譲渡主 株式会社コンピューター利用技術研究所、執行信昭</p> <p>発行新株式数 普通株式 4,651株 発行価額 1株につき金17,200円 払込期日 平成18年2月24日 アイカルからイーシステムに対する第三者割当増資 発行新株式数 普通株式 5,814株 発行価額 1株につき金17,200円 払込期日 平成18年4月21日（予定） ITXNからイーシステムに対するアイカル株式譲渡 譲渡株式数 普通株式 2,020株 譲渡価額 1株につき金17,200円 譲渡日 平成18年4月21日（予定）</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>③転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、12月、3月、6月及び9月の各月の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、主要な取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPのある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の各取引日のVWAPの平均値に相当する金額円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。本新株予約権付社債の要項において、主要な取引所とは、当初は株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）とし、株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）において当社普通株式が取引されなくなった場合には、当社が指定する他の証券取引所をいう。また、「取引日」とは、主要な取引所が開設されている日をいう。</p> <p>④転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 調整後転換価額＝調整前転換価額×（既発行株式数＋新発行・処分株式数×1株当たりの発行・処分価額+時価）÷（既発行株式数＋新発行・処分株式数）</p> <p>(5) 新株予約権の行使請求期間 平成17年 9月23日から平成20年 9月21日まで。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>11. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\begin{array}{rcc} \text{調整後行使価額} & = & \text{調整前行使価額} \\ \text{既発行株式数} \times \text{株式} & + & \text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額} \\ \text{時 価} & & \end{array}$ <p>既発行株式数 + 交付株式数</p> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>②株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合は、又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>	<p>Ⅲ. エブリパスジャパン株式会社の事業終了について 当社の取引先であるエブリパスジャパン株式会社（以下「同社」）より平成18年1月9日に同社が事業を終了するという通知を受けました。当社は、同社の販売代理店であり、同社製ソフトウェアを当社顧客に販売すると同時に、サポートサービス契約を締結しております。この契約の履行のため同社ともサポートサービス契約を締結しサービスの提供を受けております。当社は、同社の債務整理を行う代理人に対し、保守料返還及び今後当社が顧客に対するサポートサービスを継続して履行するために必要な情報提供の要請を行っております。今後、同社よりサポートサービスの提供を受けられない場合、当社は顧客に対するサポートサービス提供義務を履行できない可能性があります。当該事象が当社の営業活動及び財務諸表に与える影響は、不明であります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件 消却事由は定めない。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額</p> <p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本項第(4)号②記載の転換価額(ただし、本項第(4)号③又は④によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)とする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(9) 代用払込みに関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。</p> <p>6. 償還期限 社債は、平成20年9月22日にその総額を償還する。</p> <p>7. 募集方法 第三者割当の方法により、全額をSandringham Fund SPC Ltd.に割り当てる。</p> <p>8. 新株予約権付社債の手取金の使途全額運転資金に充当する予定であります。</p>	<p>③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>④ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> <p>株式数＝</p> $\frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(6)第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>12. 本新株予約権を行使することができる期間 平成18年8月9日から平成21年8月8日(第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日)までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。</p> <p>13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>(1)当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。</p> <p>(2)当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の20営業日以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(3)本新株予約権者は、当社に対して、20営業日以上前までに通知することにより、自らの所有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得するよう請求することができる。</p> <p>15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p> <p>(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>17. 本新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。</p> <p>18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、金1,250,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、平成18年7月20日の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の終値を5%上回る額とした。</p> <p>19. 新株予約権の行使の方法 (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。 (2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。 ②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。 ③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。 (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。</p> <p>20. 株券の交付方法 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>21. 行使請求受付場所 イーシステム株式会社 東京本社</p> <p>22. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>23. 剰余金の配当 剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。</p> <p>24. その他 (1)その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 (2)本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。 (3)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p>	